

公共施設等運営権に係る会計上の取扱い、文案示される

ASBJ、実務対応専門委

去る5月10日、企業会計基準委員会は第85回実務対応専門委員会を開催した。

今回は第83回専門委員会(2016年4月10日号(No.1443)情報フラッシュ参照)等の議論を踏まえて、「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する当面の取扱い(案)」が示され、検討された。主な審議事項は次のとおり。

運営権の会計処理

運営権者は公共施設等運営権(「運営権」)の取得時に、管理者等(公共施設等の管理者である各省庁の長等)と運営権者との間の実施契約で定められた運営権対価の支払額の総額を無形固定資産として計上する。運営権対価が分割払いされる場合、運営権の資産の計上額は、運営権対価の支払額の総額の現在価値による。この算定には、運営権者の契約不履行に係るリスクを運営権対価の支払額の総額と割引率のいずれかに反映させる。

更新投資の会計処理

公共施設等に係る更新投資(「更新投資」)のうち、資本的支出に該当する部分は、公共施設

等運営事業ごとに次のいずれかの方法を会計方針として選択する。

- (1) 更新投資に関連するキャッシュ・フローの金額のうち、合理的に見積可能な金額を資産および負債として計上
↓更新投資の資産の計上額は、当該更新投資に関連する将来キャッシュ・フローの見積金額の現在価値による。現在価値

- の算定にあたっての割引率は、貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率とする。資産に計上した更新投資は、運営権の残存償却期間にわたり、運営権の減価償却に用いた方法によって、その取得原価を各事業年度に配分する
- (2) 更新投資を実施時に、その支出額を資産に計上
↓資産に計上した更新投資は、定額法、定率法等の一定の減価償却方法によって、その取得原価を各事業年度に配分する。当該配分にあたり、更新投資の経済的耐用年数を用いる

会計

欧米企業では「のれん」が80年以上も残存?—ASBJ

去る5月11日、企業会計基準委員会は第336回企業会計基準委員会を開催した。

のれんおよび減損に関する定量的な調査の報告

IASBにおけるIFRS3号「企業結合」の適用後レビュー後の検討では、「のれんの事後の会計処理」が論点になっていた。そこで、ASBJは、IASBからの依頼を受け、EFRAGと協力しつつ、のれんの残高の推移等に関するデータ分析を行っており、5月のIASB

ボード会議で報告を行う予定である。今回は、分析の結果について、説明が行われた。

米、欧、日、豪の主要な株価指数構成銘柄企業を分析した結果、2014年にのれんを減損(償却)している企業は、米が7%、欧が27.5%、豪が17.6%となっており、仮にのれんの耐用年数を求めると、米が1305年、欧が82.8年、日が11.4年、豪が75.2年となる。これは、直接的に償却が必要という結論を導くわけではないが、償却が

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
6月10日(金)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(平成28年5月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税を含む。
6月30日(木)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成28年4月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1ヵ月延長法人(平成28年3月期) 2ヵ月延長法人(平成28年2月期) ④ 消費税確定申告(1ヵ月ごと)(4月期) ⑤ 消費税確定申告(3ヵ月ごと)(1、4、7、10月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・10月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1ヵ月ごと(4月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3ヵ月ごと(1、7、10月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

必要というASBJの主張に沿う結果といえる。

公共施設等運営権に係る会計上の取扱い

第85回実務対応専門委員会での議論(今号本欄参照)を踏まえ、実務対応報告案の文案について審議が行われた。

会計

繰延税金負債に関する論点等、検討—ASBJ、税効果会計専門委

去る5月12日、企業会計基準委員会第34回税効果会計専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

繰延税金負債の支払可能性

税効果会計基準第二 二一では、「一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならぬ。」とされる。この点、個別税効果実務指針24項が、「支払が見込まれない税金の額の範囲を適切に示していない」という指摘がある。そこで事務局は、次の2案を示した。

案1…現行の定めを変更しない
案2…個別税効果実務指針24項を修正し、「支払が見込まれない」場合について、「将来加算一時差異が解消される年度にお

更新投資の会計処理について、企業が自由に会計方針として選択できることとする事務局案への反対が多く、「(1)を原則とし、(2)を例外とすべき」、「会計方針によって表示科目まで異なるため、利用者にとってわかりづらい」などの意見が聞かれた。

いて税金の実際の支出が見込まれない場合」も含めるように変更

子会社の留保利益に係る税効果

子会社の投資に関連する将来加算一時差異における連結財務諸表と個別財務諸表での繰延税金負債の計上について、事務局は、次の2案を示した。

案1…現行の定めを変更しない
案2…個別財務諸表における子会社の投資に係る将来加算一時差異について、「親会社がその投資の売却を親会社自身で決めることができ、かつ、予測可能な将来の期間に、その売却を行う意思がない場合」に繰延税金負債を計上しない取扱いを個別税効果実務指針24項に定める

ある監査法人の担当者がこんなことを言っていたそうだ。「ブラックスホールズ(BS)式によるオプション価格計算は、金利0以上を前提にしている。マインナス金利下ではBS式を使ってストック・オプションの価格計算はできないはず。計算可能と主張するのであれば論拠を説明せよ」。似たようなことを指摘する人がほかにもいるらしい。

そもそも、株のオプション価格計算で使うBS式には、金利0以上という制約はない。BS式の導出過程において、金利は次の部分で使われる。「オプションを株でヘッジして株価変動の影響を受けないようにしたポートフォリオを作る。このポートフォリオはリスクがないので安全資産と同じリターン、すなわち金利分の収益を生むはずである」…金利の正負が問題にならないことは明らかだ。にもかかわらず、なぜこのような見当違いの発想をする人がいるのだろうか？ 実は、金利オプション(キャップ、フロアー等)の計算では、マインナス金利では計算不能となる場合がある。これと混同しているのだろう。

金利オプションの計算をするには、金利変動を表現する金利モデルを決めなければならぬ。広く採用されている金利モ

デルはブラックモデル(この名称も混乱の要因か)と呼ばれている。ブラックモデルでは金利は対数正規分布に従うと考えるので、金利がマインナスになることはあり得ない。だから、この金利モデルでは、マインナス金利下で金利オプションの計算ができない。

株のオプションを計算する場合でも、株価変動を表現する株価モデルを決めなければならぬ。BS式が前提として

投資のハナシ表裏

マイナス金利ではBS式が使えない？

(株価モデルの式)

$$\frac{dS}{S} = \mu dt + \sigma dB$$

デルはブラックモデル(この名称も混乱の要因か)と呼ばれている。ブラックモデルでは金利は対数正規分布に従うと考えるので、金利がマインナスになることはあり得ない。だから、この金利モデルでは、マインナス金利下で金利オプションの計算ができない。

株のオプションを計算する場合でも、株価変動を表現する株価モデルを決めなければならぬ。BS式が前提として

断片的な知識といえ、ストック・オプション会計基準適用指針の「株価の変動が、離散した一定間隔の時点において生じると仮定するか、常時連続的に生じると仮定するかにより、離散時間型モデルと、連続時間型モデルに大別されるが、株式オプション価値の算定技法はこのいずれかのモデルに属している」がよい例か。前半では「株価変動を表現する株価モデルをモデルと呼んでいて(離散、連続)は単なる数学的表現法の違いで、モデルの違いとはいわないと思うが、後半では計算方法のことをモデルと呼び、計算方法は「株価変動を表現する株価モデル」に属すると読めてしまう。これは、私には「パンチの種類にはストレート・フックとあるが、ボクシングの戦いは、このいずれかである」のように聞かせる。「アッパーが足りないのではないか?」といったわけではない…念のため。

(三田 哉)

関連会社の留保利益等に係る

税効果

関連会社の投資に係る将来加算一時差異について、持分法実務指針28項とIAS12号「法人所得税」42項の整合性が論点となるが、事務局は現行の持分法実務指針の定めを見直さないことを提案した。

その他

事務局より、「未実現損益の消去に係る税効果(繰延法か資産負債法か)」について、米国基準の扱いでの結論が出た段階で改めて審議すること、「繰延税金資産および負債の表示」について、国際的な会計基準に合わせ、非流動項目での表示が提案された。

国際会計

制限されている現金の分類・表示に関するASU案、公表—FASB

去る4月28日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「キャッシュ・フロー計算書(トピック230)・・・制限されている現金」を公表した。

現行の問題点

関係者は、キャッシュ・フロー計算書での制限されている現金(restricted cash)の変動の分類と表示に関して、実務上の多様性が存在していることを指摘していた。

現行では、非営利企業のための限定的なガイダンス以外に、「制限されている現金または制限されている現金同等物」の変動に関するキャッシュ・フローの分類と表示のガイダンスがない。特に、「現金、現金同等物」と「制限されている現金または制限されている現金同等物」の間で移動があった場合の、「制限

されている現金または制限されている現金同等物」のキャッシュ・フローの分類と表示の方法を扱うガイダンスがない。

提案の内容

本ASU案は、企業が、キャッシュ・フロー計算書で、現金、現金同等物、一般的に「制限されている現金または制限されている現金同等物」といわれている金額の総額の当期間の変動を説明することを要求している。

つまり、キャッシュ・フロー計算書で示されるその期間の現金及び現金同等物の総額の期首と期末の調整にあたり、一般的に「制限されている現金または現金同等物」といわれている金額は、「現金及び現金同等物」に含まれ、「現金、現金同等物」と「制限されている現金または制限されている現金同等

等物」の間の移動はキャッシュ・フロー計算書に示されない。

また、現金、現金同等物、一般的に「制限されている現金または制限されている現金同等物」といわれている金額への制限の内容に関する情報の開示が要求される。

国際会計

収益認識基準を狭い範囲で改訂するASU、公表—FASB

去る5月9日、FASBは会計基準アップデート(ASU)2016-12「顧客との契約から生じる収益(トピック606)・・・狭い範囲の改善と実務上の簡便法」を公表した。

公表の経緯

2014年5月に、FASBはASU2014-09「顧客との契約から生じる収益(トピック606)・・・以下、「新基準書」という)を発行し、IASBもほぼ同様な内容の新しい基準書(IFRS15号)を公表した。

その後、FASBとIASBは、新しい基準書に関連する潜在的な適用上の問題点を指摘してもらうため、共同の移行リソース・グループ(Joint Transition Resource Group (TRG))を立ち上げた。TRGからの問題提起に関連して、FASBはすでに、ASU

適用関係等

本ASU案は、すべての表示期間に遡及的に適用することが予定されている。適用日、早期適用の可否については、今後決定される。

コメント期限は2016年6月27日である。

2016-08「顧客との契約から生じる収益(トピック606)・・・本人が代理人かの検討」とASU2016-10「顧客との契約から生じる収益(トピック606)・・・履行義務の識別とライセンス供与」を発行している。

本ASUの概要

本ASUは新基準書の原則の変更はしていないが、主に、次のような「狭い範囲の改訂」と「実務上の簡便法の提供」をしている。

・「顧客との契約の識別のステップ」で、対価の回収可能性が高いという収益認識のための要件(顧客との契約となる要件)を満たさない場合でも、企業が、受領した対価に関連する物品またはサービスを移転しており、追加の物品またはサービスの移転を中止しているが契

約でそれらを移転する義務がなければ、返金不要な受領した対価の金額で収益を認識することが要求される。

・「取引価格の決定のステップ」で、会計方針の選択として、企業がすべての売上税類似の税金を含む)を取引価格から控除することを認める。

・「取引価格の決定のステップ」で、現金以外の対価の測定日が当初の契約日(顧客との契約となる要件を満たした日)であることと、変動対価のガイダンスは対価の形式以外の理由から生じる変動性にのみ適用されることを明確にした。

・新基準書に従って表示された最初の期間の開始日間の契約の条件変更について、企業が、遡及的に修正するのではなく、充足された履行義務と充足されない履行義務の識別等にあたり、すべての条件変更の総影響額を反映することを認めるという実務上の簡便法を提供している。

・新基準書への移行のための「完了した契約」は、「新基準書適用日前に従来のGAAPに基づき、すべての収益または実質的にすべての収益が認識されていた契約」であることを明確にした。

また、企業が修正された遡及的な移行法をすべての契約と

完了していない契約のいずれかに適用することを認める。
・遡及的に以前の各表示期間に新基準書を適用する企業は、適用開始期間の会計方針の変更の影響を開示することは要求されない。しかし、企業は、遡及的に修正された以前の期間の変更の影響の開示は要求される。

国際会計

のれんの減損テストを1ステップとするASU案、公表—FASB

去る5月12日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「無形資産—のれん(トピック350)ののれんの減損会計の単純化」を公表した。現行の「のれんの減損テスト」は、2ステップで行われる。最初のステップでは、のれんを含む「報告単位の帳簿価額」と「報告単位の公正価値」の比較が行われる。

のれんを含む「報告単位の帳簿価額」が「報告単位の公正価値」を上回る場合には、ステップ2へ進み、「のれんの帳簿価額」が「減損テスト日現在で、企業結合と同様な手法(被取得企業の資産と負債を原則として公正価値で評価する手法)で計算されたのれん(のれんの暗示し

適用日

本ASUは、新基準書の適用日である2017年12月16日以降開始する年度から適用される。

IASBは、本ASUと同様な改訂を行っていないため、米国基準とIFRSの間に新たな違いが発生することになる。

ている(implied)公正価値)の金額を超えた場合に減損損失が認識される。

報告単位の帳簿価額がゼロまたはマイナスの場合には、のれんの減損が存在する可能性が50%を超える(more likely than not)かどうかの定性的評価を実施し、必要がある場合にステップ2が実施される。また、報告単位の帳簿価額がゼロまたはマイナスでない場合には、報告単位の定量的な減損テストを実施するかどうかのために、定性的評価を行うオプションを企業に与えている。

ステップ2の実施については、多くの時間と費用がかかるとの意見が関係者から寄せられていた。

提案の内容

本ASU案の主な内容は、次のとおりである。

- ・減損テストの第2のステップを削除する(結果として、のれんの帳簿価額を超えない範囲で、現行のステップ1によるのれんを含む「報告単位の帳簿価額」が「報告単位の公正価値」を上回る金額で、のれんの減損損失を計上する)。
- ・報告単位の帳簿価額がゼロまたはマイナスの場合について、定性的評価の要求を削除する(要求ではなくオプションとなる)。
- ・帳簿価額がゼロまたはマイナスの報告単位の存在と、その報告単位の配分されているのれんの帳簿価額の開示要求を追加する。
- ・定性的評価を行うオプションは、改訂後も報告単位の定量的な減損テストを実施するかどうかについて適用される。

適用関係等

本ASU案は、将来に向かって適用される。適用日、早期適用の可否については、今後決定される。

コメント期限は2016年7月11日である。

FASBは今後、プロジェクトの次のフェーズとして、のれんの償却の認容または強制の検

討、減損テストの方法のさらなる改訂を含む、追加の改訂を検討する予定としている。

国際監査

会計監査の関与パートナー名等の開示ルール、SECで承認—PCAOB

去る5月10日、米国PCAOB(公開会社会計監督委員会)は、2015年12月に公表していた新しい規則と関連する監査基準の改訂が、SEC(米国証券取引委員会)により承認されたことを公表した。この新しい規則と関連する監査基準の改訂は、監査に関与しているパートナーの名前と監査に関与している他の会計事務所に関する情報を開示することにより、公開会社の監査の透明性を改善するためのものである。

- ・事務所の名前、本部所在地、参加の度合い(総監査時間に対する割合)
- ・総監査時間の5%未満の監査時間を占める他の会計事務所の数と、それらの他の会計事務所合計の参加の度合い(総監査時間に対する割合)

関与パートナーの名前は「2017年1月31日」以降に発行される監査報告書について、他の会計事務所の情報「2017年6月30日」以降に発行される監査報告書について、Form APに含まれ、PCAOBに提出される。

Form APは、関連する監査報告書がSECへの提出文書に含まれた日から35日以内に提出することが要求され、Form APはPCAOBのウェブサイトで公開される。

なお、PCAOBからForm APに関する追加のガイダンスが発行される予定である。

- ・関与パートナーの名前
- ・総監査時間の5%以上の監査時間を占める個々の他の会計

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2016年4月28日	「攻めの経営」を促す役員報酬～新たな株式報酬(いわゆる「リストラクテッド・ストック」)の導入等の手引～	経済産業省	特定譲渡制限付株式(いわゆる「リストラクテッド・ストック」)や利益連動給与に関する税法上の取扱い等がQ&A形式で示されているほか、特定譲渡制限付株式の付与にあたって締結する契約書等の例が盛り込まれている。 http://www.meti.go.jp/press/2016/04/20160428009/20160428009.html	—
2016年5月13日	消費税の軽減税率制度に関する申告書等の様式の制定について(法令解釈通達)	国税庁	平成29年4月1日から消費税の軽減税率制度が導入されることに伴い、申告書等の様式を定めるもの。 http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/160425/index.htm	—

強まる円高トレンド

金 融

4月28日まで開催された日銀の金融政策決定会合の結果が、現状維持で市場の期待に反する結果だったため、直後に株安・円高が進んだ。為替相場は、ドル／円が発表前の111円から一時105円台まで、急速に売られ円高が進んだが、5月に入って109円付近まで戻して推移している。

円高が急速に進んだ背景には、4月29日に発表されたアメリカの半期為替報告書で、日本がアメリカの監視リストのなかに入り、大規模な為替介入にはアメリカが対抗措置を取るとしたこともある。しかし、麻生財務相が5月9日の参議院で、「介入する用意はある」と一段と踏み込んだ表現で反発すると、109円付近まで円高修正の動きがみられた。

ただアメリカの監視リストの件が知られる以前から円高傾向は強かった。1つには円の対ドルでみた購買力平価がある。諸説あるなか90円台とするところもあるが、実際の市場では日銀の異次元金融緩和後は急速に円安に振れ、購買力平価とは大きく乖離していた。しかし、こうした緩和効果が剥落するにつれ

て、再びこうした購買力平価の水準が意識されるようになっていく。今回の追加緩和見送りが、こうした見方を一層強める結果となった。

世界的なデイスインフレ傾向が鮮明になり、自国通貨高を望む国はなく、日本の為替介入は世界の通貨安競争に拍車をかけるだけで各国からは歓迎されない。アメリカも大統領選挙を控えて、ドル高を容認する状況ではな

株価は引き続き為替相場次第か？

証 券

為替相場次第の株価変動が続いている。4月下旬に日銀が追加緩和策を見送ったところ、一気に円高、株価下落が進行した。現状の1ドル＝100円台は2年前の2014年であれば願ってもない円安で、輸出の多い大企業は笑いが止まらなかった。しかし、2015年に1ドル＝120円台を経験した後では円高を意味し、企業収益へのダメージが現実化してきた。

トヨタ自動車は今回の円高を主因として16年度の営業利益が15年度比40%減少する予想を発表した。監視リストで日本を名指しして為替介入をしないように釘を刺している。ドル側も米FRBの利上げ先送り観測から買い材料が弱くなっているため、ドル／円の下落し圧力は強い。

6月のOPEC総会をめぐる原油相場の動きや、5月26、27日のG7サミットで財政支出に関する新たな合意が出てくるのか、といった点が焦点だが、こうしたイベントでドル／円の買い材料が出なければ、再び100円割れを視野に入れた円高トレンドが明確になりそう

だ。6月のOPEC総会をめぐるとの観測が強まっている。米利上げ、日追加緩和となれば、日米間の金利差拡大で円安・ドル高が期待できるかもしれない。ところが、連続的な利上げを計画しているアメリカは、利上げによってドル高(円安)を招かないことを決意している節があり、4月末に日本を通貨政策の監視対象に指定した。日本が願っている円安を牽制しようとしているのかもしれない。

先進国間ではしばらく前から、通貨安競争を回避しようとする議論してきた。しかし、自国通貨安を願っているのは日本だけではない。5月下旬の先進国サミットで、アメリカがどう出てくるか、それによって日銀の行動、政策が制約される懸念を拭うことができない。

世界を見渡せば、「パナマ文書」がどこまで波紋を広げるか、11月の米大統領選挙でどのような政策議論が交わされるか、わが国では、企業の不祥事や問題がどうなるか、気になるところではあるが、当面の株式市場は為替相場がすべてという展開になりそう。

黒田日銀総裁は「必要であれば躊躇なく追加緩和する、まだまだいくらでもマイナス金利を深堀りすることができ」と発言している。

6月は米FRBが利上げに踏み切るとの観測が強まっている。米利上げ、日追加緩和となれば、日米間の金利差拡大で円安・ドル高が期待できるかもしれない。ところが、連続的な利上げを計画しているアメリカは、利上げによってドル高(円安)を招かないことを決意している節があり、4月末に日本を通貨政策の監視対象に指定した。日本が願っている円安を牽制しようとしているのかもしれない。